

## 子ども達の心豊かな人生に繋がることを目指して歩み続ける 神奈川県重症心身障害児(者)を守る会 結成50周年

昭和41年(1966年)に結成した神奈川県重症心身障害児(者)を守る会(以下、守る会)。その歩みとこれからについて会長の伊藤光子さんにお話を伺いました。

—守る会の先駆的な活動をご紹介ください。

守る会の会員は現在240名ですが、県内には2千6百名超の重症心身障害児・者(以下、重症児(者))がいると言われていました。守る会の活動を考えるにあたって、3年がかりで会員に実態調査を行いました。自由記述欄には実に多くの思いが書かれていました。そこから導き出した活動の一つが重症児(者)用の「あんしんノート」の作成です。親の思いを書き込める様式にし、保険等の諸手続きもつつがなく引き継がれるよう全て載せました。ホームページに掲載し、全国から反響がありました。さらに、ピア(仲間)相談活動も開始しました。月1回の相談会と、携帯電話での24時間相談を行っています。会議中でも夜中

も電話が鳴れば必ず出ます。夜中は深刻な相談が多いですが、匿名のためフォローが難しく、電話が切れた後も気になります。私自身も「なぜ、うちの子が」という思いを乗り越えてきていますので、同じ親の立場で寄り添って聴くことを大切にしています。



「親やきょうだいも自分の人生も大切にしてほしい。『障害児がいたからできなかった』と言うのは本人に失礼なもの」と伊藤会長

—重症児(者)の自己実現に向けた親の役割とは何でしょうか。

成人したら親元から自立することが基本だと思います。重症児(者)は本人の意思を周りが探っていくことが必要ですが、親は子どものしぐさ等から、楽しい、悲しい等の感情を掴み取れます。個別支援計画作成時には本人、施設と親が三者一体でよく話し合います。また、わが子の面会時は他の入所者

にも必ず声をかけ、気付いたことは施設に伝えます。在宅で生活している重症児(者)にも将来、施設入所が必要になる方が多くいます。今入所している本人の家族の役割として、より良い支援を施設と一緒に作っていく責任があると考えています。

—制度は大きく変わりました。社会の変化をどう感じますか。

平成24年の障害者総合支援法の改正で市町村の役割が大きくなり、これからは市町村行政との連携も重要です。重症児(者)は人数も少なく、生活実態があまり知られていません。そこで、3年を掛けて県内の全市町村の障害福祉担当課を訪問しました。直接向かい合い、誠意は通じ合うと感じました。特に施設入所後は市町村行政との関係は途切れがちですが、家族は地域で生活しています。そこも忘れないでほしいと思います。「やってください」では「やってくれない」になりますので、まずは自分たちから動く。これまでも「親の運動の後から法律がついてくる」という考え方でやってきました。できないことは相互に少しずつ歩

み寄る。互いに尊重し合うことが大事だと思えます。違いは「どうしたらそれが解消できるか」と考えていけば良いだけのことです。「自分たちさえ良ければ」ではなく生活保護や子育ての問題等、皆が良くなっていかなければなりません。社会の共感が得られなければ制度や施策にはつながっていきません。障害者支援施設の殺傷事件後、障害者への事実に基づかない偏見に同調する動きがあり懸念しています。社会を変えていくには私たちがしっかりと生きていくこと、福祉関係以外の人々にも本人の生き様を伝えていくことです。一人が一人に伝えれば必ず広がります。

### 神奈川県重症心身障害児(者)を守る会

☎ <http://kanagawa-mamorukai.org/>

【定例相談】毎月第4日曜日午前9時～12時(会場はかながわ県民センター12階。無料。予約不要)

【電話相談】090-4077-1414

【メール相談】kana-mamorukai@jcom.home.ne.jp

※重症児(者)とは、重度の肢体不自由と知的障害を併せ持つ子ども・成人のことを言います。多くの方が医療的ケアも必要としています。

(企画調整・情報提供担当)

# 福祉のうごき

2016年8月26日～9月26日

Movement of welfare

## ●待機児童の定義統一へ

8月25日、厚生労働省は認可保育所などに希望しても入れない待機児童の定義を見直す方針を固めた。各自治体ごとに待機児童の解釈が異なっているため、基準を統一し実態を把握しやすくすることが狙い。

## ●内閣府推計 引きこもり54万人

9月7日、内閣府は6カ月以上にわたり、家族以外とほとんど交流せず自宅にいる15歳から39歳の「引きこもり」の人が推計で54万1千人以上に上るとの調査結果を公表した。前回調査に比べ約15万人減っているが、35歳以上で引きこもりになった人が倍増するなどの「長期化・高年齢化」が進んでいることが分かった。

## ●神奈川県 フードバンク後押しへ

9月14日、神奈川県知事は規格外食品などを引き取り、生活困窮者に届ける「フードバンク」活動を後押ししていく考えを明らかにした。同日の県議会本会議において、生活困窮者へのきめ細やかな支援や民間団体との連携強化の重要性について言及した。

## ●EPAの介護労働者定着の課題

経済連携協定（EPA）による外国人看護師や介護福祉士を受け入れて8年が経った。インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国から4千人近くが来日し、600人余りが国家試験に合格するも、合格者の3割以上は帰国するなど、EPAの枠組みから離れている。

## 助けを求める女性の声をすくい上げるために

―「女性自立支援法(仮称)の制定に向けて考える会」開催

9月8日、全国婦人保護施設等連絡協議会主催による「女性自立支援法(仮称)制定に向けて考える会」が、東京都内で開催された。この集まりは、女性の生きづらさや支援ニーズを共有し、新たな仕組みづくりを具体化していくと企画されたものです。

婦人保護事業の根拠法である売春防止法は、売春に関わる女性への処罰と保護更生を基本とした法律で、「要保護女子」「収容」など、差別的な文言もいまだに残されています。基調講演で、お茶の水女

子大学名誉教授の戒能民江かいのたみえさんは、「支援対象がDV被害者等に拡大されてきたものの、60年前の法律はもはや限界。人権擁護の視点から、支援のあり方を根本から問い直す時期に来ている」と言及しました。

続くリレートークでは、児童養護施設や更生保護施設、民間シェルター、夜回り・相談活動等を行う



基調講演講師の戒能さん

NPOなど7団体が登壇。必要な保護を受けられない少女や幼年期の悲惨な記憶から回復できずにいる若年女性、貧困から性産業へ足を踏み入れる女性、たどり着いた支援機関で自己責任を問われ、心を閉ざし去っていく女性など、生きづらさの連鎖から離れられない現実を語りました。

「居場所を失い孤立を深めている女性たちの問題は、一般社会から見えづらい」と戒能さん。一度、社会全体の問題として、現代のニーズに沿った女性支援を行うために、新法制定を目指し発信していくと締めくくりました。

(社会福祉施設・団体担当)

— 社会福祉施設の設計監理 —

株式会社 **安江設計研究所**

東京都港区高輪 2-19-17-808

Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772

E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp

URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・  
アスベスト調査等お気軽にご相談ください



お気軽にご相談ください!

株式会社 **あんざい**

横浜市港南区下永谷 3-24-29

TEL 045-822-8497

FAX 045-824-1303

mail: anzai@p-anzai.jp